

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成28年9月29日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成28年9月29日（木曜日）

午前9時59分開議
午前11時10分休憩
午前11時17分開議
午後0時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第2号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

議案第7号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第20号 平成28年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 平成28年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第22号 平成28年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第23号 平成28年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第24号 平成28年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第25号 工事請負契約の締結について

議案第27号 県道の路線廃止について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

議案第52号 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

報告第3号 専決処分の報告について

報告第32号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第34号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の改訂について
- ②震災関連等工事に係る入札契約制度の取扱いについて

出席委員（7人）

委員長	山口	裕
副委員長	田代	国広
委員	坂田	孝志
委員	西山	宗孝
委員	松村	秀逸
委員	山本	伸裕
委員	中村	亮彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長 手島 健 司
総括審議員兼

河川港湾局長 鈴木 俊 朗
政策審議監 原 悟
道路都市局長 松 永 信 弘
建築住宅局長 田 邊 肇
監理課長 藤 本 正 浩
用地対策課長 西 浦 一 義
土木技術管理課長 緒 方 進 一
道路整備課長 上 野 晋 也
道路保全課長 長 井 英 治
首席審議員兼
都市計画課長 宮 部 静 夫
下水環境課長 丸 尾 昭
河川課長 村 上 義 幸
港湾課長 亀 崎 直 隆
砂防課長 原 田 高 臣
建築課長 清 水 照 親
営繕課長 井 手 秀 逸
住宅課長 上 妻 清 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 下 崎 浩 一
政務調査課主幹 池 田 清 隆

午前9時59分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の審議を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず初めに、手島土木部長から総括説明をお願いします。

○手島土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

熊本地震の発生から5カ月が経過しましたが、余震が続く中、6月から7月にかけては、梅雨前線豪雨による複合災害が県内各地で発生いたしました。なお、委員の皆様には、猛暑の中、また、お忙しい中にもかかわらず、2日間にわたり被災地を視察いただき、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。土木部といたしましても、一日も早い復旧、復興に向けて、引き続き努力してまいり所存でございます。

なお、8月末には震度5弱という大きな余震もありました。引き続き、余震への警戒を続けるとともに、台風への警戒もしっかりと対応してまいりますので、委員の皆様の御指導、御支援をよろしく申し上げます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成28年度補正予算関係議案8件、条例等関係議案9件、報告関係4件でございます。

初めに、補正予算関係の概要について御説明いたします。

今回は、専決予算4件、冒頭提案分2件、追加提案分2件、合計8件の御審議をお願いしております。

まず、専決予算につきましては、国の予備費に対応した熊本地震関連事業及び梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業のうち、特に早急に対処する必要があったものにつきまして、合計で220億2,000万円余の増額を計上しております。

次に、冒頭提案分につきましては、国の予備費に対応した熊本地震関連事業、梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業及びいわゆる肉づけ

予算に伴う補正として、合計で437億2,800万円余の増額補正をお願いしております。

次に、追加提案分につきましては、熊本地震からの復旧、復興を含めた国の経済対策への対応として、合計で244億8,600万円余の増額補正をお願いしております。

この結果、冒頭提案分と合算した9月補正予算総額は682億1,500万円余となります。

次に、条例等関係議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の締結について1件、県道の路線廃止について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分等の報告及び承認について2件、計9件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について1件、熊本県道路公社を初めとする関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件、計4件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について外1件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 関係課長から順次説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料を1冊、それから建設常任委員会説明資料(予算関係追号(経済対策分))を1冊、経営状況を説明する書類3冊を準備しております。また、その他報告事項としま

して、2件の報告資料を準備しております。

なお、お手元に参考資料としまして、平成28年度公共事業等費用負担調書をお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、お手元資料の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

ページ数は19ページをお願いいたします。

平成28年度補正予算資料(専決)でございます。

今回の専決予算は、熊本地震及び豪雨災害に伴う公共土木施設の災害復旧等に要する経費としまして、専第15号及び16号を6月22日に、専第17号を7月8日に、専第21号を8月8日にそれぞれ専決をしております、合計220億2,000万円余の増額補正をお願いしております。

上の表、2段目の補正額、専第15号、16号ですが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で92億6,700万円余、災害復旧事業として、補助事業で27億7,400万円余、県単事業で4,300万円、投資的経費計及び一般会計計としまして120億8,400万円余となります。

また、右側の特別会計については、投資的経費としまして3,100万円の増額となっております、その右側合計欄の2段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は121億1,500万円余になります。

次に、3段目の補正額、専第17号ですが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で12億7,500万円余、災害復旧事業として、補助事業で16億9,400万円余、投資的経費計及び一般会計計としまして29億7,000万円余となります。

また、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は29億7,000万円余になります。

次に、4段目の補正額、専第21号ですが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で69億3,400万円余、投資的経費計及び一般会計計といたしまして69億3,400万円余となります。

また、上の表、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側合計欄の4段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は69億3,400万円余になります。

補正後の合計予算額は、5段目にあります1,551億7,100万円余になります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

20ページをお願いいたします。

平成28年度補正予算総括表(専決)でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

今回の専決に伴う補正額の財源内訳としまして、国支出金が147億8,200万円余、地方債が71億4,700万円、その他が5,600万円余、一般財源が3,400万円余の増額でございます。

以上が専決予算に係る補正額の土木部全体の状況でございます。

監理課は以上です。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

説明資料の27ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費で専決処分により4億1,800万円余を計上しております。これは、道路災害対策等緊急事業として、災害を未然に防止するため、落石防護柵等の工事を行うものです。

以上、最下段のとおり、7月専決処分後の

総額は151億600万円余となります。

道路保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

2段目の現年補助災害土木費としまして25億5,000万円を計上しております。これは、被災した県管理公園施設等の復旧を行う経費でございます。

続きまして、3段目の現年単県災害土木費として4,300万円を計上しております。これは、被災した県管理公園施設等の復旧に係る設計調査を行う経費でございます。

以上、最下段のとおり、6月専決処分の総額は25億9,300万円の増で、専決処分後の予算額は103億2,700万円余でございます。

都市計画課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

まず、一般会計に係る予算の補正でございます。

2段目の農業関係施設現年発生災害復旧費として2億2,400万円余を計上しております。これは、被災した熊本市、益城町の3カ所の農業集落排水施設の復旧に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、6月専決処分の総額は2億2,400万円余の増で、専決処分後の予算額は10億6,900万円余でございます。

次に、特別会計に係る予算の補正でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

2段目の八代北部流域下水道災害復旧事業として3,100万円を計上しております。これは、被災した八代北部流域下水道の管渠とマ

ンホールの復旧に係る工事費でございます。

以上、最下段のとおり、6月専決処分の総額は3,100万円の増で、専決処分後の予算額は29億7,100万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○村上河川課長 河川課です。よろしく願いいたします。

28ページをお願いします。

1段目の海岸保全費で5,200万円余を増額しております。これは、熊本地震の影響により、海岸保全施設に漂着した流木等の撤去に要する費用です。

4段目の河川等補助災害復旧費で16億9,400万円余を増額しております。これは、熊本地震により被災した南阿蘇村の道路の復旧のための代行業業に要する費用です。

以上、河川課の補正予算額の計は、最下段のとおり、17億4,700万円余となり、補正後の予算額は730億7,600万円余となります。

河川課は以上です。

よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の29ページをお願いします。

7月専決予算として、港湾建設費で3,800万円余の増額を計上しております。これは海岸環境整備事業費で、河川課と同様で、熊本地震の影響により、長洲港や河内港の港湾海岸に漂着した流木等を撤去するものでございます。

以上、港湾課の7月専決処分後の予算額は、最下段のとおり、60億500万円余となります。

港湾課は以上です。

よろしく願いいたします。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

資料の25ページをお願いします。

6月専決予算として、砂防費で92億6,700万円余の増額を計上しております。

内訳としましては、まず、2段目の災害関連緊急地すべり対策事業費で48億7,300万円余を計上しております。これは、西原村大切畑地区外2カ所の熊本地震により地すべりが発生した箇所におけるのり面工等の整備に要する経費でございます。

次に、3段目の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費で3億2,700万円余を計上しております。これは、大津町大林地区外1カ所の熊本地震により崩壊した急傾斜地におけるのり面工の整備に要する経費でございます。

最後に、4段目の災害関連緊急砂防事業費で40億6,600万円余を計上しております。これは、南阿蘇村立野川地区外4カ所の熊本地震により土砂災害が発生した溪流等における砂防堰堤の整備に要する経費です。

以上、最下段のとおり、砂防課の補正後の予算額は140億2,400万円余となります。

次に、資料の30ページをお願いします。

7月専決予算として、砂防費で7億6,500万円余の増額を計上しております。これは災害関連緊急砂防事業費で、南阿蘇村東下田川地区外2カ所の熊本地震により土砂災害が発生した溪流等における砂防堰堤の整備に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、砂防課の補正後の予算額は147億9,000万円余となります。

1枚めくって、31ページをお願いします。

8月専決予算として、砂防費で69億3,400万円余の増額を計上しております。

内訳としましては、まず、2段目の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費で1億8,300万円余を計上しております。これは、益城町寺迫地区の熊本地震により崩壊した急傾斜地における擁壁工の整備及び益城町堂園地区外2カ所の熊本地震により崩壊した崖地におけるのり面工等の整備を行う市町村に対する助成に要する経費でございます。

3段目の災害関連緊急砂防事業費で67億5,000万円余を計上しております。これは、阿蘇市宇土川地区外17カ所の熊本地震により土砂災害が発生した溪流等における砂防堰堤の整備に要する経費でございます。

以上、砂防課の補正後の予算額は217億2,400万円余となります。

なお、以上3つの専決予算は、国との協議が調い、事業採択となった時点で随時予算に計上したものでございます。

砂防課は以上です。

よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 監理課です。

ページをお戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成28年度9月補正予算資料でございます。

今回の補正予算は、震災対策及び6月に計上予定でありました肉づけ予算分のほか、豪雨災害に伴う公共土木施設の災害復旧等に要する経費としまして、合計437億2,800万円余の増額補正をお願いしております。

まず、上の表、2段目の今回補正額（震災対策分）ですが、一般会計の普通建設事業としまして、県単事業で11億3,500万円、直轄事業で5億3,900万円、災害復旧事業として、県単事業で16億3,500万円余、直轄事業で87億600万円余、投資的経費計及び一般会計計としまして120億1,500万円余の増額となります。

また、右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側合計欄の2段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は120億1,500万円余となります。

次に、3段目の今回補正額、肉づけ分及び豪雨災害分等ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で76億4,400万円余、県単事業で25億8,800万円余、直轄事業で89億

8,800万円余、災害復旧事業として、補助事業で102億500万円余、県単事業で21億5,000万円余、投資的経費計としまして315億7,600万円余となります。

また、消費的経費としまして3,500万円余を計上しており、一般会計計としまして316億1,200万円余の増額となります。

また、右側の特別会計といたしまして、投資的経費で1億円を計上しております。

その右側合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は317億1,200万円余となります。

補正後の合計予算額は、4段目にあります1,988億9,900万円余になります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成28年度9月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

今回補正額の財源内訳としまして、国支出金が107億1,600万円余、地方債が314億6,100万円、その他が4億1,000万円余、一般財源が11億3,900万円余の増額でございます。

以上が冒頭提案分に係る土木部全体の予算額の状況でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

監理課の補正予算について御説明をいたします。

2段目の建設産業支援事業費でございますが、肉づけ分として3,500万円余を計上しております。これは、新熊本県建設産業振興プラン後期アクションプログラムに基づき実施します建設業者等への各種支援に要する経費でございます。

具体的な内容につきましては説明欄に記載しておりますが、建設事業のイメージアップ戦略に要する経費、若手技術者等の育成支援に要する経費、若年技能者の雇用促進に要する経費、建設産業への入職支援に要する経費を計上しております。

以上、監理課の一般会計補正額は3,500万円余の増額となり、補正後の予算額は8億300万円余となります。

監理課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課です。

資料の4ページをお願いいたします。

道路整備課は、全て肉づけ分でございます。

まず、上から2段目の国直轄事業負担金として37億5,800万円余を計上いたしております。これは、九州中央自動車道及び国道3号などの整備を行う国直轄の道路事業に対する県負担金でございます。

なお、国道3号、57号、208号には、南九州西回り自動車道などの高規格道路が含まれております。

次に、4段目の道路改築費ですが、4億4,000万円余の増額補正を計上いたしております。これは、国道266号・大矢野バイパスの整備に要する経費でございます。

最後に、5段目の地域道路改築費ですが、24億1,600万円余の増額補正を計上いたしております。これは、国道については、国道325号外9カ所、県道は、新八代停車場線外47カ所の整備に要する経費でございます。

以上、道路整備課の9月補正予算額は、最下段のとおり、66億1,400万円余の増額となり、この結果、補正後の額は227億6,000万円余となります。

道路整備課は以上です。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

説明資料の5ページをお願いします。

まず、4段目のやさしい道づくり事業費で、肉づけ分として1億1,100万円余の補正を計上しております。これは、歩道の整備や交差点改良、道路案内標識等の整備を行うものです。

次に、5段目の単県道路環境整備事業費で、肉づけ分として1億9,800万円余の補正を計上しております。これは、沿道景観や緑化環境、将来のメンテナンスコストを重視した植栽構造の改善を行うものです。

最後に、8段目の現年発生災害復旧工事費で、震災対策分として16億3,500万円余の補正を計上しております。これは、熊本地震等により被災した道路の応急的な舗装補修、崩土、落石等の処理に要する経費でございます。

以上、道路保全課としましては、最下段のとおり、震災対策分として16億3,500万円余、肉づけ分として3億1,200万円余の増で、最下段の計のとおり、補正後の予算額は170億5,400万円余となります。

道路保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の6ページ、お願いいたします。

都市計画課の補正額は、全て肉づけ分でございます。

主なものについて御説明いたします。

4段目の都市計画調査費として4,300万円余を計上しております。これは、都市計画の決定、変更に向けた調査、検討を行う経費でございます。

6段目の街路事業費としまして3億1,300万円余を計上しております。これは、都市計画道路、長洲玉名線や南部幹線等の整備を行う経費でございます。

下から2段目の都市公園整備事業費として8,000万円余を計上しております。これは、熊本県民総合運動公園と水俣広域公園の老朽施設改修を行う経費でございます。

以上、最下段のとおり、9月補正の総額は4億4,100万円余の増で、補正後の予算額は107億6,900万円余でございます。

都市計画課は以上でございます。
よろしくお願いたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

下水環境課は、全て肉づけ予算でございます。

2段目の農業集落排水施設整備推進費で600万円余を計上しております。これは、農業集落排水施設の整備を実施した玉名市に対する助成でございます。

次に、3段目の団体営農業集落排水事業費で4,400万円を計上しております。これは、11市町村において農業集落排水事業の実施に伴う経費でございます。

次に、上から5段目の漁業集落環境整備事業費で1,400万円余を計上しております。これは、漁業集落排水施設の整備を実施した天草市に対する助成でございます。

以上、最下段のとおり、9月補正の総額は6,400万円余の増で、補正後の予算額は11億3,400万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。
よろしくお願いたします。

○村上河川課長 河川課です。

9ページをお願いします。

1段目の河川海岸総務費で、肉づけ分として38億3,100万円余を増額しております。

主なものは、次の段の国直轄事業負担金で36億7,700万円余を増額しております。これは、国が施行する河川改修事業等の県負担金

です。

次に、5段目の河川改良費で、震災対策分として11億3,500万円、また、肉づけ分及び豪雨災害分として35億6,100万円余を増額しております。

主なものは、次の段の河川改修事業費で、肉づけ分として18億4,900万円余を増額しております。これは国の交付金事業で、白川外17カ所の改修に要する費用です。

次に、10ページをお願いします。

1段目の単県河川災害関連事業費で、震災対策分として11億3,500万円を増額しております。これは、熊本地震で被災し、補助災害復旧事業で復旧を行う箇所に隣接する箇所の改修や補強工事を行うことで、一連区間の治水機能の確保や再度災害防止を図るためのものです。

また、同事業では、豪雨災害分と肉づけ分として6億5,200万円余を増額し、同様の工事を行います。

次に、3段目の海岸保全費で、肉づけ分として3億1,500万円余を増額しております。

主なものは、次の段の海岸高潮対策事業費で1億400万円余、また、3つ下の段の海岸保全施設補修事業費で1億500万円余を増額しております。これらは国の交付金事業で、海岸保全施設の整備及び海岸堤防等の老朽化対策のための費用です。

次に、下から3段目の河川等補助災害復旧費です。

まず、次の段の直轄災害復旧事業負担金で、震災対策分として87億600万円余を増額しております。これは、熊本地震で国が施行する直轄災害復旧事業の県負担金です。

また、一番下の段の現年発生国庫補助災害復旧費で、豪雨災害分として102億500万円余を増額しております。これは、豪雨災害で被災した公共土木施設の復旧に要する費用です。

次に、11ページをお願いします。

1段目の河川等単県災害復旧費で、豪雨災害分として18億9,300万円を増額しております。その内訳ですが、次の段の現年発生災害復旧工事費で8億4,000万円を増額しております。これは、豪雨災害で補助災害復旧事業の採択基準を満たさない河道埋塞箇所の土砂掘削に要する費用です。

また、次の段の災害復旧事業設計調査費で10億5,300万円を増額しております。これは、公共土木災害復旧箇所の調査、測量設計に要する費用です。

以上、河川課の補正予算額の計は、最下段のとおり、震災対策分が98億4,100万円余、肉づけ分及び豪雨災害分が198億600万円余となり、補正後の予算額は1,027億2,400万円余となります。

河川課は以上です。

よろしく申し上げます。

○亀崎港湾課長 港湾課です。

資料の13ページをお願いします。

まず、一般会計についてですが、全て肉づけ分でございます。

主なものとしまして、2段目の港湾調査費で3,900万円を計上しております。これは、熊本港外2港において、維持管理計画に基づき、岸壁や防波堤、臨港道路などの点検調査を行うものです。

次に、3段目の国直轄事業負担金で13億1,900万円余を計上しております。これは、八代港及び熊本港において国が実施する港湾改修事業に対する県負担金です。

以上、肉づけ分の14億1,200万円余を加えた港湾課の補正後の予算額は、最下段のとおり、74億1,800万円余となります。

次に、14ページをお願いします。

続きまして、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

1段目の港湾整備費で、肉づけ分として1

億円を計上しております。これは、八代港の利便性向上のためのコンテナヤードの移設、拡充に要する経費で、コンテナヤードの舗装を行うものです。

以上、肉づけ分の1億円を加えた港湾整備事業特別会計の補正後の予算額は、最下段のとおり、42億4,700万円余となります。

港湾課は以上です。

よろしく申し上げます。

○原田砂防課長 砂防課です。

資料の15ページをごらんください。

上から1段目の砂防費で、震災対策分で5億3,900万円、肉づけ分及び豪雨災害分で16億1,300万円余の増額を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、上から5段目の国直轄事業負担金で、震災対策分として5億3,900万円、肉づけ分として2億3,200万円余を計上しております。これは、熊本地震により大規模斜面崩壊が発生した阿蘇大橋地区及び川辺川流域において国が施行する直轄事業に対する県負担額でございます。

次に、6段目の火山砂防事業費で、肉づけ分として8億6,900万円余を計上しております。これは、菊池市狐塚川地区外12カ所の砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

続きまして、下から4段目の河川等単県災害復旧費で、豪雨災害分として2億5,700万円余の増額を計上しております。これは、南阿蘇村仮川地区外12カ所の豪雨により被災した砂防施設内における崩土や流木の除去等に要する経費でございます。

以上、砂防課の補正後の予算額は、最下段のとおり、241億3,300万円余となります。

砂防課は以上です。

よろしく申し上げます。

○井手宮繕課長 宮繕課です。

資料の16ページをお願いします。

2段目の営繕管理費ですが、肉づけ分として2億500万円余の増額を計上しております。これは、総合庁舎等の県有施設の保全改修に要する経費でございます。

以上、営繕課の補正後の予算額は、最下段のとおり、5億9,000万円余となります。

営繕課は以上です。

よろしく願います。

○上妻住宅課長 住宅課です。

資料の17ページをお願いします。

2段目の公営住宅ストック総合改善事業費ですが、肉づけ分として8億2,000万円余を計上しています。これは、県営住宅のストックを有効活用するため、計画的な改修を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の安全性を確保するために要する経費です。

次に、3段目の住宅マスタープラン推進事業費ですが、新規事業の空き家等対策総合支援事業費として800万円余を計上しています。これは、市町村が取り組む空き家対策を支援し、地域のきずなの再生や持続可能な地域づくりを推進するために要する経費です。

次に、4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費ですが、2,000万円を計上しています。これは、医療、福祉、商業等の機能が集積している地域の小さな拠点へ民間事業者が建設するサービスつき高齢者向け住宅の立地を促進するために要する経費です。

最下段のとおり、補正後の予算額は、補正前の24億9,300万円余に先ほど説明しました肉づけ分を含めまして、33億4,200万円余となります。

住宅課は以上です。

よろしく願います。

○藤本監理課長 監理課でございます。

資料につきましては、別冊の建設常任委員会説明資料(予算関係追号(経済対策分))の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度9月補正予算資料(追号)の分でございます。

今回の補正予算は、国への経済対策の要望額をベースに、合計244億8,600万円余の増額補正をお願いしております。

上の表、3段目の追加補正額ですが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で242億5,700万円余、直轄事業で1億4,900万円余、投資的経費計及び一般会計計としまして244億600万円余の増額となります。

また、右側の特別会計につきましては、投資的経費で8,000万円の増額となっており、その右側合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた補正額は244億8,600万円余になります。

補正後の合計予算額は、4段目にあります2,233億8,600万円余になります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成28年度9月補正予算総括表(追号)でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

経済対策分の補正額の財源内訳としまして、国支出金が125億円余、地方債が109億5,800万円、その他が8億9,900万円余、一般財源が1億2,800万円余の増額でございます。

以上が追加提案分に係る土木部全体の予算額の状況でございます。

監理課は以上でございます。

○上野道路整備課長 道路整備課です。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、上から2段目の道路改築費ですが、

5億200万円余の増額補正を計上いたしております。これは、国道266号・大矢野バイパスの整備に要する経費でございます。

次に、3段目の地域道路改築費ですが、18億3,100万円余の増額補正を計上いたしております。国道は、443号外4カ所、県道は、外牧大林線、代官橋外24カ所の整備に要する経費でございます。

最後に、4段目の道路施設保全改築費ですが、16億9,600万円余の増額補正を計上いたしております。これは、八代不知火線、新大鞆橋外24カ所の橋梁の耐震対策に要する経費でございます。

以上、道路整備課の経済対策分の補正予算額は、最下段のとおり、40億3,000万円余の増額となり、この結果、補正後の額は、冒頭提案分も含め、267億9,100万円余となります。

道路整備課は以上です。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

説明資料の4ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費で59億5,900万円余の補正を計上しております。これは、交通安全対策、道路防災対策、舗装補修及び施設修繕などを行うものです。

また、7月専決により計上しました道路災害対策等緊急事業につきまして、補正予算として財源更正を行うものでございます。

以上、冒頭提案分を含めまして、補正後の予算額は、最下段の計のとおり、230億1,300万円余となります。

道路保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の5ページをお願いします。

2段目の連続立体交差事業費として20億

300万円を計上しております。これは、JR鹿兒島本線等の高架化工事に要する経費でございます。

4段目の街路整備事業費としまして2億2,100万円を計上しております。これは、都市計画道路荒尾海岸線等の整備を行う経費でございます。

6段目の都市公園整備事業費としまして1億9,700万円余を計上しております。これは、熊本県民総合運動公園と水俣広域公園の老朽施設改修を行う経費でございます。

以上、最下段のとおり、国の経済対策に係る9月補正の総額は24億2,100万円余の増で、補正後の予算額は、冒頭提案も含め、131億9,000万円余でございます。

都市計画課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の6ページをお願いします。

特別会計に係る予算の補正でございます。

2段目の熊本北部流域下水道建設費(交付金事業)で、国の経済対策として8,000万円を計上しております。これは、耐震性能を満たしていない幹線管渠のマンホールの耐震対策に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、経済対策に係る補正後の流域下水道事業特別会計の総額は8,000万円の増で、補正後の予算額は30億5,100万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○村上河川課長 河川課です。

7ページをお願いします。

1段目の河川改良費で71億1,000万円余を増額しております。これは、河川改修事業、河川激甚災害対策特別緊急事業及び堰堤改良事業の推進を図るための費用です。

次に、5段目の海岸保全費で5億900万円余を増額しております。これは、海岸高潮対策事業及び海岸堤防等老朽化対策緊急事業の推進を図るための費用です。

河川課の補正後の予算額は、最下段のとおり、冒頭提案分も含めまして、1,103億4,300万円余となります。

河川課は以上です。

よろしく申し上げます。

○亀崎港湾課長 港湾課です。

資料の8ページをお願いいたします。

1段目の港湾建設費で32億7,900万円余の増額を計上しております。

主なものとしましては、2段目の海岸高潮対策事業費で10億9,700万円余を計上しております。これは、八代港海岸外4つの港湾海岸において、高潮などに対する堤防や護岸などの防災機能を確保するための改修を行うものです。

次に、4段目の港湾補修事業費で20億3,300万円余を計上しております。これは、熊本港外10港において、港湾施設の機能回復を図るために、老朽化した防波堤や岸壁、臨港道路等の補修及び埋塞した航路泊地のしゅんせつなどを行うものです。

以上、今回の補正額とさきに説明いたしました冒頭提案分の補正額を加えた補正後の予算額は、最下段のとおり、106億9,800万円余となります。

港湾課は以上です。

よろしく申し上げます。

○原田砂防課長 砂防課です。

資料の9ページをお願いいたします。

経済対策分として、上から1段目の砂防費で10億9,600万円余の増額を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、上から2段目の通常砂防事業費で2

億6,100万円余を計上しております。これは、甲佐町坂本川地区の土砂災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、上から3段目の急傾斜地崩壊対策事業費で6億1,800万円余を計上しております。これは、上天草市岩谷中央地区外7カ所の崖崩れ災害防止のための擁壁工等の整備に要する経費です。

以上、最下段のとおり、砂防課の補正後の予算額は、さきに説明の冒頭提案分も含めて、252億2,900万円余となります。

砂防課は以上です。

よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

資料は、最初の建設常任委員会説明資料のほうにお戻りください。

資料の33ページをお願いいたします。

熊本県が施行します公共事業の経費に対する市町村負担金について説明をいたします。

市町村負担金につきましては、第20号議案から第24号議案まで5つの議案を提案しておりますが、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明をいたします。

今回の提案に当たり、市町村に対しましては、事業計画の明細を十分に説明し、市町村負担金に係る同意を得た上で提案をしております。

それではまず、第20号議案平成28年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業(改良)等3つの事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、34ページをお願いいたします。

第21号議案平成28年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点は、5の球磨川上流流域下水道維持管理事業について、平成26年度から28年度までの3年間の計画期間とします第2期経営計画の策定に伴い、これまでの流入量1立米当たり97円に加えて、平成28年度に各町村が賄う維持管理負担金の資本費として、合計6,692万5,437円の追加を行っております。

次に、35ページをお願いいたします。

第22号議案平成28年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、36ページをお願いいたします。

第23号議案平成28年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度と変更はございません。

次に、37ページをお願いいたします。

第24号議案平成28年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)についてでございます。

1の単県街路促進事業から38ページにかかけまして、17の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

負担割合につきましては、昨年度との変更点は、2の連続立体交差事業について、国の補助率が変動したことに伴いまして、市の負担割合を10分の1.05から10分の1.2に変更しております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

第25号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、総合防災航空センター(仮称)新築工事、工事内容は、木造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積1,910平方メートル、工事場所は、菊池郡菊陽町戸次字東中尾地内、工期は、契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで、契約金額は、消費税及び地方消費税を込みまして、5億4,885万6,000円でございます。契約の相手方は、岩下・熊野建設工事共同企業体、契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

第25号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

施工計画としましては、阿蘇くまもと空港に隣接した木造及び鉄筋コンクリート造、平

屋建ての防災航空センター新築工事を行うことから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最高の業者を落札者としてしました。

次に、41ページをお願いいたします。

設定しました課題は、品質確保に関して5項目、施工上の課題に関して1項目、安全管理に関し2項目、合計8項目となっております。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3者の建設工事共同企業体が参加し、平成28年7月19日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が104.73で、税抜き5億5,230万3,000円の予定価格に対しまして、税抜き5億820万円で入札しました岩下・熊野建設工事共同企業体が、評価値20.6080となり、落札を決定しております。

監理課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

県道の路線廃止についての議案1件及び道路の管理瑕疵に関する議案2件でございます。

まず、県道の路線廃止に関しましては、説明資料、43ページの第27号議案でございますが、詳細につきましては、44ページの概要にて御説明いたします。

1の提案の理由ですが、路線廃止を行うためには、あらかじめ議会の議決を経る必要があることから議案を提出しております。

2の概要ですが、対象となります路線は、球磨郡湯前町の湯前駅と一般国道219号を結ぶ約90メートルの一般県道湯前停車場線です。

廃止の必要性ですが、県から市町村への事務権限移譲の一環として、本県道を移譲する

ことで湯前町と協議を進めていたところ、このたび協議が調いましたので、県が管理する区域から除外するため、道路法に基づき、当該路線を廃止するものです。

県道の路線廃止の説明は以上でございます。

次に、道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認についてですが、45ページの第30号議案でございますが、詳細は、46ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成28年2月25日午前6時50分ごろ、球磨郡球磨村神瀬におきまして、和解の相手方が軽四輪乗用自動車の人吉市方面へ向けて一般国道219号を進行中、舗装の亀裂、浮き上がりにより生じた段差に衝突し、車底部等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に路面の異状を認識していたこと、直線で停止したり対向車線に回避するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば回避できた可能性があることを考慮して、修理額の4割に当たる7万9,747円を賠償しております。

次に、47ページの31号議案でございますが、48ページの概要で説明いたします。

本件は、平成28年5月2日午後5時ごろ、合志市豊岡におきまして、和解の相手方が主要地方道大津植木線の歩道を普通自転車で進行中、のり面崩落防止のために歩道に設置された大型土のうから垂れ下がっていたつりひもにペダルが引っかかり、転倒し、前輪を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に本件を予見し、回避することは困難であることを考慮して、自転車の修理額の全額に当たります7,290円を賠償しております。

なお、賠償金につきましては、道路賠償責任保険契約に基づき、全て保険会社から支払われております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○藤本監理課長 監理課です。

49ページをお願ひいたします。

報告第3号専決処分報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分報告でございます。

詳細につきましては、50ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成28年3月15日午後1時25分ごろに荒尾市府本地内で発生したもので、相手方との示談交渉等の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は45万2,400円でございます。

事故の状況といたしましては、職員が公用車で赤信号停止中に助手席の荷物をとろうとしたところ、ブレーキが緩み、公用車が前進して、相手方車両に追突をしたものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分報告について説明をいたしました。損害賠償額は、県が加入しております損害賠償保険で対応をいたしております。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、これまでも研修等において注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課の説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課です。

51ページ、報告第32号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出についてにつきましては、お手元に配付しております、こちらの冊子により説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願ひいたします。

平成27事業年度事業報告書でございます。

1の総括につきまして、熊本県道路公社は平成4年に設立され、上天草市松島町今泉から合津において、有料道路事業を活用しながら、道路建設を進め、平成14年5月、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の事業実施状況ですが、開通後は、通行料金徴収や維持管理業務を行うほか、平成19年に開通した松島有明道路の管理業務を県から受託し、実施しております。

2ページをお願ひいたします。

3の(1)に平成27年度の通行台数等実績を示しております。年間約189万台、1日平均約5,100台の利用となっております。

グラフ1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度以降は、おおむね1日平均5,100台前後の通行があり、平成14年の開通時に作成した計画に対し、30%を超える利用がっております。

(2)には、通行料金収入の実績を示しております。

1年間の料金収入は約3億4,600万円であり、グラフ2に示しておりますように、平成20年度以降は3億4,000万円を超える料金収入が続いており、計画に対しては、約10%上回っております。

次に、3ページの貸借対照表でございます。

3月末時点における道路公社の資産と負債及び資本を示しております。

右側の欄に固定負債がありますが、平成27事業年度における借入金の償還により、固定負債は2億1,800万円余となっております。

なお、平成27年度に発生した利益は、全て償還準備金に繰り入れているため、当期利益は0円で計上しております。

次に、4ページの損益計算書です。

平成27年度における費用と収益を示しております。

右側に道路料金などの収入を、左側には、公社運営に係る1年間の経費と、災害など不測の事態に対応するための道路事業損失補填引当損などを計上いたしております。

なお、最下段の一般的な利益に相当する平成27年度の償還準備金繰入額は約1億4,000万円余でした。

5ページをお願いいたします。

3月末時点の道路公社の財産を示す財産目録ですが、資産を5ページに、負債を6ページに示しております。

内容は、先ほど御説明いたしました貸借対照表と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページの平成28事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路につきましては、本年度も通行料金徴収や道路維持管理業務を行います。また、道路施設の維持管理につきましては、橋梁の塗装や管理、設備の更新等を実施する予定となっております。

2の松島有明道路維持管理業務につきましては、引き続き県から受託し、行ってまいります。

次に、8ページの平成28事業年度収支予算書でございます。

収入といたしましては、通行料金や受託業務など、合計3億8,200万円余を計上し、支出といたしましては、一般管理費5,500万円余、業務管理費1億2,600万円余、建設費用の償還金として業務外費用1億3,400万円余などを計上いたしております。

9ページ以降には、平成27事業年度の決算付属諸表を添付しておりますが、その中で、10ページをお願いいたします。

(1)の債務に関する計算書の①長期借入金ですが、左から、前事業年度となる平成26年度末の債務額の合計は3億5,000万円余あり、本事業年度となる平成27年度の債務消滅額の合計が1億3,700万円余あったため、本

事業年度の債務額は2億1,300万円余と減っております。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は安定して多くの方々に御利用いただき、建設費用も計画どおりに償還していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○村上河川課長 河川課です。

説明資料52ページをお願いします。

報告第33号ですが、説明につきましては、お手元の一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

1ページをお願いします。

本法人の事業は、立野ダム建設に伴い、水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等であり、南阿蘇村地域整備計画に基づき、南阿蘇村が実施主体である事業に対し、県及び下流域の3市町が事業費の助成を行うものです。

対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の整備、15事業です。そのうち、10事業は完了しております。また、2事業は、南阿蘇村地域整備計画の変更により対象外とされ、当基金対象としましては、3事業が残っている状況です。

このたびの熊本地震やその後の豪雨の影響により、ダム本体工事の着工時期がおくれるものの、完成予定に変更はないと国から発表があり、流域市町村からも建設促進の同意を得ているところでございます。

南阿蘇村に確認したところ、基金の対象である残りの3事業につきましては、ダム完成後の仮設ヤードの跡地を利用して実施する事業であるため、現在のところ予定どおり実施したいとの意向でございました。

本説明資料は、平成27年度、平成28年度の事業及び決算並びに予算について記載しております。残る事業はダム完成後に実施予定であるため、支出経費は、法人の管理に係る事務費のみとなっております。

2ページをお願いします。

表の下段の当期支出合計の決算額は15万円余で、主に法人税及び法人登記費用などです。

3ページをお願いします。

最下段の当年度の正味財産期末残高は3,381万円余でございます。

飛びまして、10ページをお願いします。

10ページは平成28年度の事業計画ですが、引き続き南阿蘇村との意見交換等を行う予定です。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況についての報告を終わります。

よろしくをお願いします。

○上妻住宅課長 住宅課です。

53ページの報告第34号熊本県住宅供給公社の経営状況についてですが、まず、説明に入る前に、熊本県住宅供給公社は、平成26年2月議会での3年後を目途に解散するという知事答弁に基づきまして、本年度中の解散に向け、資産の処分や事業の整理を進めておりますことを報告いたします。

それでは、別冊の資料に沿って説明いたします。

1ページをお願いします。

平成27年度事業の実施状況です。

1の分譲事業ですが、光の森など4団地で、合計13区画を分譲しました。

2の賃貸管理事業ですが、ゆとりす小川など3団地で、合計138戸の賃貸管理事業を9月末まで実施し、公社ビル等の管理事業等も実施しました。

3の管理受託住宅管理事業ですが、民間の高齢者向け優良賃貸住宅の管理を実施しまし

た。

4の固定資産売却事業ですが、光の森総合住宅展示場を初め、13件の公社所有の賃貸事業等の資産を売却しました。

5のその他の事業としまして、光の森総合住宅展示場の運営事業を実施しました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、一番右の欄の当期決算額の最上段、流動資産の合計が42億9,000万円余となっております。前期に比べ、29億4,000万円余増加しております。これは、公社所有の賃貸事業資産等の売却がほぼ完了し、売却益が増加したことが主な要因でございます。

その内訳を申し上げますと、その下段の現金預金が30億1,000万円余と、前期に比べ、21億3,000万円余増加しております。また、その下段の有価証券も12億5,000万余と、前期に比べ、8億5,000万円余増加しております。中段からが固定資産でございます。固定資産の合計が3億円余と、前期に比べ、16億6,000万円余減少しております。これは、先ほど説明しました賃貸事業資産等を売却し、固定資産が減少したためでございます。

資産の合計としましては、最下段のとおり、45億9,000万円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が流動負債で3,000万余となっております。中段が固定負債でございます。負債合計額は9,000万円余となっております。下段の資本金の欄ですが、資本金が1,000万円、これは全額県の出資金でございます。余剰金が44億8,000万円余で、最下段のとおり、負債及び資本の合計が45億9,000万円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業の収益が、右の欄の当期決算額の最上段、2億6,000万円余でございます。これらの事業収益に係ります事業原価の合計が、中段、1億2,000万余で、一般管理費が3,000万余となっております、これらを差し引きますと、事業利益が1億1,000万円余、これからさらに経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段のとおり、15億円余となっております。

当期純利益が、前期に比べ、14億6,000万円余増加しておりますが、主な要因は、公社所有の賃貸事業資産等の売却がほぼ完了し、特別利益が増加したことによるものでございます。

5ページは剰余金計算書、それから、6ページから7ページはキャッシュ・フロー計算書、8ページから11ページは財産目録でございますが、内容は、資料に記載のとおりでございます。

それでは、12ページをお願いします。

12ページは、平成28年度の事業計画でございます。

1の分譲事業ですが、菊南ひかりヶ丘1区画とニュータウン古城1区画の残り2区画全てを分譲する予定でございます。

2の賃貸管理事業につきましては、住宅供給公社ビル及び周辺駐車場の管理事業を実施します。

3の耐震補強工事は、公社ビルの耐震補強及びエレベーターの設備改修工事を実施します。

また、平成28年熊本地震被災に伴う公社ビル補修工事を追加で実施いたします。

次に、13ページをお願いします。

平成29年3月31日時点における予定貸借対照表ですが、最下段のとおり、負債及び資本の合計が44億8,000万円余となっております。

最後に、14ページをお願いします。

予定損益計算書ですが、最下段のとおり、

平成28年度の当期純損失としまして7,000万円余を見込んでおります。

住宅課は以上です。

よろしく申し上げます

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

ここで5分間程度休憩をしたいと思います。あちらの時計で15分から再開します。

よろしく申し上げます。

午前11時10分休憩

午前11時17分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き審議に入りたいと思います。

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの執行部の説明について質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 きこのうの総務でも何か話題となつとった、財源の話が出とったですね。今回も見ると、災害の財源の内訳たいな。普通なら国庫支出金あたりが2分の1であつて、残りを起債とか一般財源で賄うというのが通常の財源内訳と思つたけど、これを見ると起債の多いもんね。要するに、国は金がないからこういった財源内訳になったのか、どぎゃんした受けとめ方されてますか。

○山口裕委員長 全体的な予算のあり方等についてですね。先生は、何ページば参照されてますか。

○田代国広副委員長 2ページの…。財政課が今日おらぬけん、わからぬかもしれぬけど…。

○山口裕委員長 追号ではなくて、それは。

○田代国広副委員長 これは説明資料。

○藤本監理課長 財源につきましては、災害復旧事業費につきましては、激特によりかさ上げがあつておりました、相当補助率のかさ上げがあつており、残りについて起債を充てているものでございます。そのほかの事業につきまして、通常事業について、単県事業や地方債等が加わっておりますので、このような結果になっております。

○田代国広副委員長 こちらのやつは相当——最初のとたいな。地方債が国庫支出金を大幅に上回つとるですよ。考え方としては、国の金がないと、現金はそんなに——だから、こういった仕組みをつくって、交付税で後で措置するという見方をしているんですけども、そういう見方で大丈夫ですかね。

○山口裕委員長 先生の整理は、こちらが持つべきその一財よりも地方債という考えと、あと、国の支出金のバランスということですかね。

○藤本監理課長 個別な事業ごとに差はございますけれども、国の支出金で相当割合財源として確保されるものと、補助率とか交付率がやや低くて、地方債を充てておりました、後年度に交付税措置として県のほうに措置されるものというふうになっております。

したがいまして、確かに、御指摘のような国につきましては、交付税についての枠というのがございますので、このような財源措置になっているものかと思っております。

○田代国広副委員長 こっちのほうは、特に顕著にそういった形で出とつとたいね。特に河川課なんかは79億ぐらいしか国の支出がないのに、211億も起債しとるでしょう。非常にこの辺のバランスがちょっと異常に見えるもんだから、一般的に考えるならば、大体国

の補助事業——補助事業ですよ、この事業は。

○村上河川課長 9月補正に関する河川課の補正予算ですけれども、地方債が大きく出ているという御指摘でございますが、今回の補正の中には、肉づけ分としている国直轄事業負担金、また、直轄災害復旧事業負担金というものが入っております、それには、それぞれ国支出金はありません。全て地方債と一般財源で賄うことになっておりました、こういうものが今回割合として多く含まれていることから、結果的に、このような国支出金と地方債とのバランスになっているものと考えています。

○田代国広副委員長 わかりました。その負担金で国直轄のですね、負担金も起債で賄っていますから、当然これについても国は交付税なりで見てくれる——大丈夫ですよ。

○村上河川課長 直轄事業負担金につきましては、後年度に、委員御指摘のとおり、その交付税措置が、100%ではないですけれども、決められた率によりまして補填されることになっております。

以上です。

○坂田孝志委員 今の地方債のですね、この分は交付税措置で後でまた90%、95%とか充当されるとかですな、やっぱりそういうのがわかるとれば、割とですな、真水の負担はこれぐらいだとか大体見通しがつけると思った。全部まとめて書いてあるもんだからですな、これだけはちょっと整理でけんとしてしょうかな。難しいか、それぞれが項目であれが違ふから。何かこう見れば、やけにですね、今、副委員長が心配のように、えらい借金起こしてこがんとすると大丈夫だろうかと、あんまり来んごたるなど。それは、国が震災では

大分手当てした、東日本並みにしたとかいろいろ言うけれども、そういうのは、これは県民もそがん思うと思うですよ。ここら付近は、ちょっともう少し工夫をしいいんじゃないでしょうかなと思うんですがな。

○藤本監理課長 確かに、御指摘のとおり、事業が大変複数のメニューがございまして、事業ごとに、交付率や補助率、それから起債の充当率、それから起債ごとに後年度の交付税の措置というのがそれぞれ違っておりますので、これは、きょうの御提示しました資料だけでは、その全体像がなかなかつかめないというのはそのとおり……。

○坂田孝志委員 総額は出てくるでしょうけん、委員長。

地方債、括弧書きですたい、国から充当で認める額は早々出てくるでしょう。難しいかな。そうすると、ああ、これがあれば、国からあれがあるから、実際これだけになつとる、いっちょいっちょ書けば大ごとばってんが。まあ、一応……。

○山口裕委員長 最終的には、交付税の総額がどう決まるかで金額は決まるし……。

○坂田孝志委員 わからぬですたいな、今の状況じゃ。

○山口裕委員長 そういった工夫も、ちょっと次回に向けて、ちょっと工夫してみたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 ちょっと少し関連するかもしれませんが、9ページの国直轄事業負担金の件ですね、河川課ですけども、立野ダム関係の負担金だと思いますが、今、事業費ベースでも500億を超えていると思うんで

すよね。それで、御承知のとおり、放流孔が崩れて、橋も流されて、かなりちょっと今後さらに事業費が膨らむんじゃないかというふうに思っているんですよ。でも、既に事業費ベースでかなり使っていますので、今後の見通しなんかについて、国からの何かあれは出ているんでしょうか、事業費が膨らむような。

○村上河川課長 立野ダムの建設事業ですけども、この9ページの国直轄事業負担金36億の補正額のうち、約8億円強が立野ダム分に相当します。

今、委員が御質問の中でありました立野ダムの全体事業費のことですけども、今まで国が公表しています全体事業費は917億円、それで、執行済み額が、平成26年末で491億円を執行されていると伺っております。

この熊本地震によりまして、現在、崩落した斜面の復旧等を行っているところですけども、先ほど基金の説明の中で申しましたとおり、本体着工は1年おくれるけれども、完成時期には変わりはないということ国から聞いておりまして、そのときに、その復旧事業につきましても、なるべくコスト縮減等に努めて、できるだけ全体事業費を膨らませないようにしたいというようなことで、現在はお聞きしているところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 じゃあ、なるだけ膨らまないようにというようなことで、膨らむかもしれないというようなことではあるかもしれないんですけども、そこら辺ちょっと、まあ事業費ベースでかなり半分以上使っているわけですから、まだ本体着工にも入っていないというような状況の中で、これは相当膨らむんじゃないかという懸念がありますので、ちょっとこれは国に対してしっかり確認をさせていただきたいなというふうに思いますので、よ

ろしくお願いします。

あと、いいでしょうか。

○山口裕委員長 続けてどうぞ。

○山本伸裕委員 あと、追号の、済みません、これはちょっとよくわからなかったので、教えていただければと思うんです。

8ページで、やっぱり国直轄事業負担金が港湾課で出ております。その前段のところが高潮防災対策というような御説明あったんですけども、この国直轄の負担の中身はどういったものなのでしょうか。

○亀崎港湾課長 8ページの、今、委員御指摘の件、1億4,943万の直轄事業負担金でしょうか。

○山本伸裕委員 はい。

○亀崎港湾課長 これは、まだ詳細に内容は聞いておりませんが、今の熊本港と八代港の耐震強化岸壁に関する検討の費用だということ聞いております。

以上です。

○山本伸裕委員 わかりました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 先ほど田代委員のについての関連質問に近いかと思えますけれども、今回、専決とか補正出てます。肉づけもかなり出てきていると思うんですが、従来の事業計画、港湾関係もそうなので、従来の予定の事業費と、今回、地震災害あるいは大雨を含めて、かぶっているところもあるのかなとは思いますが、監理課にお尋ねすることになると思いますが、そのあたりの予算的な――増が多いんですけども、減になる、通

常予算に対してのものがあるのかなと危惧しているところなんですけれども。

○山口裕委員長 減、増。いろんな減、増ある……。

○西山宗孝委員 従来の予算で事業するものが従来ありましたよね。今回、被害でやられましたよね、それについては、もう従来の予算どおりでやっていけば何もなかったんですが、今回、地震災害とかで災害事業としてやられるというところもあるかと思うんです。そういったところを多分、従来の予算ではなくて、災害でやれるということになると、予算的には、結果として、県の負担なりも減になる方向に行くのかなと。そのあたりまだされてなければあれなんですけれども、そういったシミュレーションをされているかどうかということでお尋ねしたいんですが。

○村上河川課長 私のほうからお答えさせていただきます。

今、委員の質問の趣旨は、通常でやれていたものを、今回災害があったから、そっちでやるからその分が浮くんじゃないかというような趣旨だったと思えますけれども、基本的に、災害復旧事業というのは、今、現に維持管理をしている施設が、異常現象、まあ、異常な天然現象によって形状が変わったとか被災をしたものを原形に復旧するというのが基本的な考えでございますので、委員が言われるような、何かをしなければならなかったのに、今回被災があったから、そっちでやってしまったというようなことは基本的にはないものと考えております。災害復旧事業の趣旨から言うと、そういうことになります。

○西山宗孝委員 例えば港湾あたりでも、従来、相当老朽化がきてた防波堤とかあって、地震で大きく被害をこうむったというような

ケースもあると管内視察でも感じたんですけども、別にどっちの予算でもいいんですけども、従来予算を執行する中で、今回本格的に地震でやられたという予算になると、今、多分河川に近い話をされていたと思うんですけども、そういった港湾関係もあるのかなという感じがしたもんですから、どんなでしょう。

○亀崎港湾課長 港湾におきましては、今回の地震では、震源から熊本港が一番近いことになりましたが、それほど岸壁が壊れるとかそういう大規模な被災は確認されませんでした。したがって、港湾の災害復旧におきましては、原形復旧、もとの機能まで復旧するといった工法で今対応しておるところです。

全部崩れるとか、それを新しくまた従来計画していた岸壁、何かそういうやりかえとか、そういう事例は今回ございませんでした。

○西山宗孝委員 今回のこの常任委員会の管内では、そういったことは余らないという解釈でよろしいわけですね。

監理課のほうはいかがですか。

○藤本監理課長 全体としましては、今申し上げたとおり、復旧費に関しましては、現在の施設が壊れたものをもとに戻すという原形復旧として災害復旧の事業費を計上いたしております。

さらに、今回、経済対策分としまして、将来の地震対策等のために、今の橋梁を補強するとかそういった予算は、経済対策で一部今回計上をさせていただいておるところでございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

あと1つ、いいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

管内視察で大変勉強させてもらったんですけども、河川から海に流木がかなり出てきましたよね。専決で今回出てますけれども、大方すると、特にノリのシーズンに入りますので、そういった流木関係は全てもう終わったのか、あるいは終わった後の今積んであるところの処理がどういうふうになっているのかなと少し気になっているところなんですけれども、御説明いただけますか。

○村上河川課長 河川課でございます。

流木の処理につきましてでございますけれども、地震発生後、阿蘇地域で一番土砂災害が、斜面災害が大きかったもんですから、白川を通過して有明海に流れ出した流木というのが相当数あったということでございますけれども、河川に関しましては、流れ出すというか、山、斜面が一番の原因なんですけれども、それが直接河川に流れ込みますので、5月から、国、県、流域の沿川の市町村を含めまして、対策会議も数回もちまして、それぞれ小さな雨でも流れ出した分は、河川の中で極力とめていきたいと思いますということで、土砂と流木の除去を国、県で行ってまいりましたところ、6月、7月に大きな雨が参りまして海まで流れ出してしまいました。

海につきましては、海岸を管理する関係4課がございます。ここでは、河川と港湾課がそれぞれ海岸を管理しておりまして、あと、農林海岸と漁港海岸がありますけれども、その4課とプラス漁協を管理する水産振興課、その5つで話し合いをもちまして、海岸に流れついたものは海岸の管理者で一生懸命集めましょうと。海に漂流しているものは漁協…。

○西山宗孝委員 現状と結果でいいんですけども。

○村上河川課長 今のところ、全体的には、流れ出したものは集めてしまったところがございます。今後、それを水を抜いた後、処理することになるかと思って、今、仮置きしているところがございます。

○西山宗孝委員 海の関係は、大体清掃といえますか、回収は終わったんですか。

○亀崎港湾課長 港湾におきましては、今、全て確認できるものは、撤去は完了してございます。

以上です。

○西山宗孝委員 終わります。

○田代国広副委員長 創造的な復旧、復興に向けて全庁挙げて取り組まなきゃなりません、中心的な役割を担っているのは、やはり土木部だと思うんですね。今回も二千数百億円の予算も出しておりますし、金と仕事の——金は、財源も大事ですけども、問題は今度それを、工事をを行うマンパワーというんですか、そういった点をかなりの方々が御心配されておりますもんですから、先日も、県の橋口会長さんと全国の会長さんなんか知事に何かお話し合いに来て、新聞に載ったんですけども、そういった、順調に事業が、工事が進んでいくように、皆さん方も頑張ってくださいと思うんですけども、その辺の不安というものについては、我々は一部で持っておられますが、どう受けとめておられますか。

○藤本監理課長 今後の災害復旧……。

○手島土木部長 私が実は、知事と建設業協

会長、全国の協会長、義援金もらうときに同席しておりました。確かに、協会長も含めて協会の皆さんも非常に大変だという認識をされています。

我々も大変だという認識しておりまして、その中で、いろんな工夫をしていかにやいかぬだろうと。そういう意味もあって、実は、発注者と受注者、国、県、市町村と協会を大体メインに考えておりますけれども、そういう連絡会をつくって情報を共有すると。まあ、どんな形で、いつごろ発注していくかというような情報を業界も知りたがっておられますし、それによって、彼らもどういうふうにも人回しをしていくとかということを考えられますので、そういう情報をできるだけ出すようにしていきたいと。我々も発注をやるときに、これはもう皆さんおのおの——本当は発注者は権利があるんですが、ある意味、お互い少しずつ考えないと、全部が一遍に出してしまうと、それはもう業界も絶対受け切らぬわけで、そこをまあ、ある程度お互いに譲り合いながらやっていかにやいかぬのかなと。

国の場合、もうじゃんじゃんいかれてまして、どんどんやっていただいているので、それをとめるわけにはいかぬのですけれども、県がやるものと市町村がやるものについて、どういうふうな形でやっていくのが一番業界の方に御迷惑がかからない、結果的に早くできるというようなことになるだろうということで、そういう連絡会を開くとか、あと、いろいろ市町村も指導をしていこうというふうに考えておるところです。

現状で、絶対安全だと、絶対無事早く終わるんだとは言えないですけども、それに向けて業界と一緒にしっかり頑張っていきたいと思っておるところです。

○田代国広副委員長 今後、受注と発注あるわけですが、工事の金額ですたいね、例えば、便乗値上げとか、いろんな分野で資材が

高騰しておるし、そういったこともやっぱり十分考慮しながら、お互いが成り立つような形で、順調にこれが進むように知恵を絞って、よろしく願いしておきます。

以上です。

○中村亮彦委員 今の田代副委員長のお話と関連するかもしれませんが、これから補正が組まれて、これも非常に大きいですから、これから、工事の額とそれと本数、これも結構膨らむというふうに思います。

工事を行う上で、発注する上において、まず入札を行わなければなりません、その入札において、この前説明受けたんですけれども、A2クラスを5,000万から5,500万でしたでしょうかね、引き上げると――7,000万ですか。引き上げるということで、できれば、県内業者で円滑に回していきたいというような意思も非常にうかがえるんですけれども、そのほかに、これから先、入札において不調、不落、これも非常に懸念されると思うんです。さっきおっしゃったように、材料費の高騰、それから今、建設業においては非常に人手不足に陥るとるというような状況でありますから、そのようなところの対策については、このA2クラスの金額を引き上げる、これ以外にもまだ何か方策は考えられているのでしょうか。

○藤本監理課長 入札契約制度につきましては、後ほど報告事項2のほうで少し詳細に説明をさせていただく予定ではございますが、先ほど御指摘のあったようなランクごとの発注標準の見直し、それから設計変更ですね、労働者が地元で確保できない場合、遠隔地から雇う場合の設計変更等について対応すること。それから、先ほど部長が申し上げたように、国、県、市町村、業界とで協議会をつくりまして、その中で、例えば人手不足とか資機材の不足等につきましても議題としなが

ら、情報共有を行って取り組んでいきたいと思っております。

さらに、今回、入札契約制度を見直しますけれども、不調、不落、さらに引き続くような事態となった場合は、それ以外の方策についても今後検討してまいりたいと思っております。

○中村亮彦委員 人手不足、後で説明されるということですから、それをよく聞いておきたいと思うんですけれども、特にA1クラスあたりは、国の直轄事業あたりで相当、発注もあっておりますし、今、頑張っておられるところだというふうに思います。A2の金額を引き上げられるということで、これは、いろんな業者の方々に仕事していただいて、これは特に復旧を行わなければいけませんから、今あるものを直すということは復旧ということなんですけれども、また、復興ということになりますと、これは、経済も伴っていかんといかぬだろうと思うんですね。そうなりますと、県内企業、なるべくその県内企業でしっかり回せるようにやっていきたい。特に建設事業においては、建設業に発注して、それを行っていくということになりますと、大変大きな波及効果もですね、経済的な波及効果、これもあると思いますので、これも一緒にぜひやっていかにやならぬというふうに思っておりますので、まあ、後の説明をしっかりと聞いておきたいと思えます。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 済みません、何回も。市町村負担金の御説明で、済みません、藤本課長さんの説明でちょっと私聞きそびれたところがあると思うので、ちょっと確認したいんですけれども、10分の1.05が10分の1.2というようにお話があったかと思うんですけれど

も、ちょっともう一回そのところを、済みません、教えてもらってよろしいでしょうか。24号の……。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

委員の御指摘の37ページの2の連続立体交差事業のところでございます。藤本課長のほうから御説明があったのが、国費率が0.65から0.6に変わったので、それに伴って熊本市の市町負担金が1.05から1.2になったという御説明があったと思いますが、もう少し加えて補足させていただきます。

連続立体交差事業につきましては、JR、それと、都市側という負担をやっております。その中の都市側の分としまして、熊本県、それと、熊本市が応分の負担をやっております。7対3ということで負担をやっております。

それに関連しまして、実は補助事業でやっておりますので、国費率がかかわってきます。27年度は、0.65の国費率をいただいておりました。それが、今年度、28年度では、0.6になったということで、その0.05下がった分だけ、要は県側、市側の負担分が多くなったということになります。そこで、要は、0.05、県側、市側の応分の負担が多くなったところが影響しまして、先ほど言いました、もともとは、市が0.105だったのが、市が0.120にふえましたというようなことでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 何となくわかりました。

問題は、やっぱり今、非常に震災対策で、県も市も非常に財政的に厳しい状況の中で、何で負担がふえるのかなというのがちょっとよくわからないんですけれども、これはどういう……。

○宮部都市計画課長 今の御質問は、国の負担率が0.65から0.6に引き下げられたということの理由ということによろしいでしょうか。

○山本伸裕委員 要するに、市と県の負担がふえるわけですよね。それはなぜふやすんですかね。

○山口裕委員長 地方財政法に基づいてじゃないの。

○宮部都市計画課長 今、委員長がちょっと言っていましたけれども、一応、今回、社会資本整備総合交付金という事業でやっております、その中の交付要領が、実は総務省から通知が行われております。その中の手続に基づきまして、今回、引き上げがされたということで、やはり今、委員長が言われたような手続でやられたというふうに我々としても理解をしております。ちょっと詳細は……。済みません。

○山本伸裕委員 どの程度負担額としてふえるんですか。

○宮部都市計画課長 今のは、合計額ということによろしいですか。

○山本伸裕委員 そうですね、負担がふえるのは熊本市になるわけですか。県もふえるわけですか。

○宮部都市計画課長 県もふえます。県は、0.245から0.28ということで、0.035ふえます。

○山本伸裕委員 金額でどれくらいかわかりますか。

○宮部都市計画課長 済みません、今ちょっと手元に資料がございませんので、後でまた御報告させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○松村秀逸委員 3ページです。先ほど中村委員からもおっしゃったような、人材不足によるこの建設産業イメージ戦略とか若手技術者等育成支援事業、ここで3,500万、これは非常に大事なことだと思うんですけども、私だったらもっと予算つけていいと思うんですけども、どういうイメージというんですかね、指導、支援事業の内容とか、そういうのは、ちょっと内容聞きたくて教えていただければと思います。

○藤本監理課長 まず、今回補正でお願いしております予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、イメージアップ戦略としまして、建設産業のテレビCMを流しております。全体としましては、今回の震災をにらんだ人材の確保というよりも、もっと長い目で見まして、建設産業そのものに若い入職の方がなかなか減っているという状況でございますので、それに対応する事業でございます。

その例がテレビCM、それから学生を対象とした現場見学会の開催に対する支援、それから工業高校の先生等につきましても、現場を見学していただくような支援をするといった経費、それから高校生が資格を取得するための経費の支援、例えば、2級土木施工管理技士とか、2級建築施工管理技士の試験を受けに行くための交通費の支援とか受講するための支援といったもの、それから、処遇改善という点で、例えば、今後、建設現場に女性等の入職というのもふえるということも想定されますので、例えば、トイレを改修したり

とか、あるいは、猛暑の中で作業されるための空調がついた服がございますので、そういったものを購入されるための支援とか、そういった事業を行うことといたしております。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

できるだけ子供さん、小中学生を対象に——私、子供のときの夢というのが非常に仕事につながっていくと思うんですね、就職というか、職場に。ぜひ、子供さん方に対しても、そういう建設業のものづくりの夢をつかっていただくような教育のほうもお願いできればと思います。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第5号から第8号まで、第20号から第25号まで、第27号、第30号、第31号、第51号及び第52号について、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 第1号及び第24号については、挙手で採決をお願いします。

○山口裕委員長 24号ですね。

それでは、一括採決に反対の表明がありましたので、議案第1号外1件について挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口裕委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決

することに決定しました。

次に、残りの議案第2号外14件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号外14件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第の3に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らうことといたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告事項について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

報告事項1の復旧・復興プランの改訂について説明をさせていただきます。

お手元に4種類の資料を用意しております。

まず、今回の改訂のポイント、それから復旧・復興プランの本編、その概要をA3カラー版2枚にまとめたもの、そして最後に、主な取り組みのロードマップでございます。

それでは、説明をいたします。

熊本地震からの復旧・復興プランにつきましては、8月3日に策定をいたしました。策定から1カ月半での改訂の御報告となります。今回の改訂のポイントについて御説明を

いたします。

まず、お手元の資料の「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の改訂についてと書かれた資料をごらんください。

今回の改訂のポイント、大きく3つでございます。

まず1つ目は、熊本地震の被害額についてでございます。

これまで、例えば、公共土木施設や農林水産関係、商工関係といった項目ごとには被害額の公表を行っておりますが、県全体の集計額としては今回が初めての公表となります。トータルで約3.8兆円となりました。

各項目の被害額については、プラン本編の2ページに記載しております。

地震発生から5カ月を経過し、各分野の被害状況の把握が進んだこと、復旧、復興に必要となる施策の充実強化を図るには、被害の実態をより正確に把握することが必要であることから、被災自治体や関係機関からの聞き取りなどを踏まえ、試算したものとなっております。

お手元の資料の枠囲みにも記載しておりますが、5月23日の内閣府の試算では、県全体での被害額の推計について、約1.8兆円から3.8兆円と2兆円の幅をもって公表されておりました。

今回、県の試算におきましても、その上限、アッパーにおさまる金額となっております。一番大きな金額は、建築物、住宅関係で2兆372億円となっております。

2つ目は、復旧・復興プランのおおむね4カ年の取り組みの充実・明確化でございます。

8月3日に策定しました当初のプランでは、復旧、復興に向けた道筋を県民の皆様にも早期にお示しするために、痛みの最小化を目指した早急な対応としまして、主に平成28年度の取り組みを中心に整理をいたしておりましたが、今回の改訂では、初期の対応から復

旧、復興のステージへと進む中で、新たな熊本の創造に向けたおおむね4年間の取り組みを充実・明確化いたしております。

具体的には、A3カラーの概要版をごらんください。

1枚目のものは、8月策定のものから変更はございません。

復旧・復興プランにつきましては、左上にありますように、被災された方々の痛みを最小化する、単にもとあった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるから成る復旧・復興の3原則を基本に、熊本復旧・復興有識者会議からの提言を踏まえて策定をしております。

県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化することを基本理念とし、資料中ほどの痛みの最小化を目指した早急な対応と新たな熊本の創造に向けた取り組みに分けて、それぞれ4つの柱で整理をいたしております。

資料右側にあります新たな熊本の創造に向けたおおむね4カ年の取り組みについて、今回の改訂で内容の充実と明確化を図っており、その具体的な内容をもう1枚のカラー版に整理しております。

大きな柱としまして、(1)から(4)の安心で希望に満ちた暮らしの創造、(2)未来へつなぐ^{なから}資産の創造、(3)次代を担う力強い地域産業の創造、(4)世界とつながる新たな熊本の創造を掲げておりますが、その中の13の施策ごとに、具体的な取り組み、施策を書き出しております。

本日の建設常任委員会では、このA3カラーの概要、2枚目の中で、特に、住まいの確保や宅地の復旧、道路等社会インフラの復旧、熊本都市圏東部地域等の復興のまちづくり、熊本港、八代港の整備などの取り組みについて御説明をいたします。

初めに、(1)安心で希望に満ちた暮らしの

創造のための取り組みとしまして、県では、みんなの家のある応急仮設住宅を建設しており、9月末には、全体の94%に当たります4,058戸が完成する予定でございます。

また、被災者が恒久的な住まいを再建する際の参考となるように、低廉で耐震性にすぐれた木造の自立再建住宅の情報を提供するとともに、災害公営住宅の建設を行う市町村を支援してまいります。

また、今回の熊本地震では、多くの住宅被害が確認されており、住宅の耐震化について県民の関心も非常に高くなっております。県としましては、補助事業創設を含めた住宅耐震化のさらなる促進策について検討を進めてまいります。

また、宅地被害につきましては、既存制度で対象となるものは拡充されたスキームにより企業を支援する一方、亀裂、陥没や小規模の擁壁崩壊等、既存制度の対象とならない宅地被害につきましては、他県の例を参考にしながら、どのような支援ができるか検討をしてまいります。

次に、(2)未来へつなぐ^{なから}資産の創造のための取り組みです。

国道57号・阿蘇大橋地区や国に復旧工事を代行施行していただいております国道325号・阿蘇大橋、県道熊本高森線・俵山ルートを含め、被災した道路や橋梁については早期復旧を図るとともに、代替道路の機能強化にも国と連携してしっかり取り組んでまいります。

今回の地震で国道57号が遮断され、横軸の脆弱性が露呈したことを踏まえ、九州の横軸、縦軸のリダンダンシー確保のためにも、中九州横断道路や九州中央自動車道などの幹線道路ネットワークの早期整備を国に働きかけてまいります。

あわせて、社会資本の強靱化のため、道路や河川、港湾、公園、下水道等の公共土木施設の耐震化や戦略的な維持管理、更新を行い

ます。

また、プラン本体の中に記載しておりますが、災害復旧工事の発注に関しましては、県内建設業者の経営力強化に資するようにするためにも、優先した発注や入札契約制度の変更など、復旧工事が円滑に施工できるように取り組んでまいります。

加えて、建設産業については、業界や協議機関と連携した上で、復旧工事を担う業界としての魅力の発信をこれまで以上に積極的に行いまして、県内建設産業への就職率アップに取り組んでまいります。

施策5では、熊本都市圏東部地域等における復興のまちづくりのために、被害の大きかった益城町を含む地域の活性化と災害に強いまちづくりに向けた市町村の取り組みを支援します。

益城町においては、国と連携しながら、復興まちづくり計画の事例を提示するなど、技術的な支援を行っているところです。

最後に、右下の(4)世界とつながる新たな熊本の創造の取り組みです。

熊本港、八代港の海外展開拠点化のため、今回の地震に対する支援活動の拠点ともなった両港のさらなる機能強化を目指し、耐震強化岸壁を整備するとともに、八代港については、より人流、物流の活発化のため、コンテナターミナルの移設やクルーズ船の大幅な寄港増加のための環境整備に取り組んでまいります。

A4の資料にお戻りください。

最後の3つ目は、ロードマップの内容の一部修正と項目の追加でございます。

お手元の資料の裏面をごらんください。

被災された方々の生活再建や事業再開を後押しするためには、復旧、復興に向けた取り組みの今後の見通しをよりわかりやすい形でお示しし、県民と共有していく必要がありますが、今回の改訂では、ロードマップについても、取り組みの進捗に応じた内容の修正と

現時点でのスケジュール等の整理ができた4項目について追加記載を行っております。

追加する4つの項目は、お手元の資料の波線枠囲みのおりでございます。別添のロードマップの目次では、ナンバー20、24、25、28でございます。

プランの内容につきましては、引き続き、各部での検討、取り組みの進捗に応じて、精査とプランへの反映を図ってまいりますとともに、プランに基づきまして、全庁体制で熊本の復旧、復興に向けて取り組んでまいります。

以上が改訂内容の説明でございます。

それでは、引き続き報告事項2のほうの説明をしてよろしいでしょうか。

○山口裕委員長 はい、お願いします。

○藤本監理課長 それでは、引き続き、監理課から、その他報告の報告事項2の資料を説明いたします。

震災関連等工事に係る入札契約制度の取り扱いについてでございます。

熊本地震の災害復旧工事等の発注の増加に伴いまして、入札契約制度を今回見直すことといたしましたので、その概要について説明を申し上げます。

まず、1の今後の発注イメージについてですが、平成28年熊本地震及び梅雨前線豪雨による公共土木施設の被害によりまして、土木一式工事を初めとする建設工事で、発注件数、金額が大幅に増加することが見込まれることとなりました。

このグラフは、代表的な業種であります土木一式工事の発注実績と28年度の発注イメージを示しております。現段階では、災害査定が終わっておりませんので、正確な発注見込みはわかっておりませんが、イメージとしてお示ししております。

グラフのとおり、予算的には、平成27年度

の発注量の倍以上の発注となる可能性がございます。土木一式工事については、工事ごとに発注規模も大型化するということが見込まれますので、各ランクの請負対象金額であります発注標準を引き上げることといたしております。

最も右側のグラフは、見直し後の発注イメージです。発注標準の引き上げについては、後ほど説明をさせていただきます。

2の今後の取り扱いについてですが、平成28年熊本地震等により甚大な被害を受けた公共土木施設等について、県内の建設企業による広域的な施工体制を確保することで迅速な復旧、復興を行い、県民の安全、安心につなげるとともに、経済、雇用に重要な役割を担う県内建設産業の経営力強化に資するため、今回、入札契約制度を見直すものでございます。

次のページをごらんください。

右側の3ページの熊本地震関連工事(土木一式)に係る発注方法等見直し概要について説明をさせていただきます。

この図の左側が、現在の土木一式工事の発注方法でございます。

まず、先ほど説明いたしましたとおり、発注規模の大型化に伴いまして、各ランクごとの請負対象金額である発注金額について、A2ランクの上限を5,500万から7,000万円に、Bランクの上限を1,100万円から1,500万円に引き上げます。それから、Cランクの上限もあわせて、330万円から500万円に、それぞれ引き上げるといふことにいたします。その結果が中央の図になります。

また、右側の図をごらんください。

さらに、震災関連工事の見直しでございます。

震災関連等工事につきましては、平成28年の豪雨災害と平成24年の広域大水害分を含めて同じ取り扱いといたします。

まず、入札方法については、現行は、

3,000万円以上を条件つき一般競争入札総合評価方式としておりますが、迅速な発注のために、その金額を7,000万円以上に引き上げることとし、それ未満の工事につきましては、指名競争入札によることといたします。

なお、建築一式、電気、管等の建築関係工事につきましては、5,500万円以上を条件つき一般競争入札とし、それ未満を指名競争入札とすることとしております。

さらに、7,000万円以上の土木一式工事については、県内全域の建設企業に入札に参加していただくということを目的に、復興JV制度を導入いたします。

具体的には、3億円以上の工事については、A1とA1の2社またはA1とA2とA2の3社によるJVでの参加、7,000万円以上3億円未満につきましては、A1とA2、A2とA2による2社のJVまたはA1単体による参加とするなど、多様な入札参加形態を取り入れることとします。

なお、A2とA2の2社によるJVでの参加は、1億4,000万未満までに限るといふことにしております。

2ページに戻っていただきまして、(1)のウの総合評価の見直しについて説明をいたします。

震災関連等工事については、条件つき一般競争入札の対象金額であります土木関係工事は7,000万円以上、建築関係工事は5,500万円以上の工事を総合評価方式の対象としまして、県下全域から入札参加をいただけるよう、主に記載の3点の見直しを行うことといたしております。

まず、1点目ですが、土木関係工事につきましては、現在、広域大水害に係る工事に適用しているように、地域精通度や地域貢献度といった地元業者に加点される地域性評価項目を設定しないということにいたします。

2点目ですが、土木一式工事に導入した復興JVでの参加に対し、点数を加点する評価

項目を導入します。

3点目です。全ての業種で、その年度の受注件数が少ない企業に加点し、受注機会を拡大する項目を導入いたします。これは、工事施工の余力がある建設企業の受注機会を確保することで、工事の品質を確保するということと、円滑な復旧、復興を進めるためのものでございます。この項目は、震災関連等工事分のみではなく、通常の工事にも適用することとしております。

(2)の現場代理人の常駐義務の緩和について説明いたします。

工事の現場代理人は、公共工事請負契約約款に基づきまして、受注者の代理人としまして工事現場に常駐し、契約に基づく権限を行使する者ですが、通常は、建設業法で工事現場に設置が求められております主任技術者と兼務することが多くっており、将来の技術者の不足に対応するため、専任の主任技術者を要しない小規模な工事のみを施工する場合において、これまで、同一管内で3件まで、請負金額の合計が3,500万未満の工事であることとしていたものを、合計が7,000万円まで兼任できるよう緩和をすることといたします。

(3)の間接費の適切な設計変更についてでございます。

震災関連等工事が阿蘇や上益城地域等に集中していることから、地元で労働者を確保できず、遠隔地から確保する必要が発生する場合がございます。そのような場合に通常より経費が必要となりますので、赴任旅費や宿泊費、交通費等の間接費について設計変更で対応するというようにいたしております。

最後に、(4)の施行日ですが、本年10月3日から当分の間ということにいたしまして、震災関連等の工事の発注に一定のめどが立った時点で、本来の発注標準等に戻すということにしております。

説明は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で執行部から報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

何か質疑はありますか。

○中村亮彦委員 今回の説明の報告事項2の2ページですが、現場代理人のことについてお聞きしたいんですが、先ほど人手不足という話もさせていただきましたけれども、現場代理人の常駐義務を緩和するというので、3つまでいい、一緒に管理できるということなんで、主任技術者も兼任していいんですか。

○藤本監理課長 主任技術者に関しましては、建設業法のほうで定めがございまして、土木でいいますと、3,500万以上の工事については、これは必ず現場に専任する必要はございます。3,500万未満の工事については、複数の現場を兼任することが可能となっておりますので、その場合、現場代理人とあわせて、主任技術者も兼任することが可能になります。

○中村亮彦委員 現場代理人は施工管理技士の資格は要らなかったんですか。主任技術者だけが持つのかなんでしたか。ちょっとそこを確認させていただきたい。

○藤本監理課長 御指摘のとおり、現場代理人は受注者の代表とする権限の者として、資格等は必要ございません。ただし、一般的に主任技術者の方が現場代理人を兼ねられる場合が多いので、結果的に、現場代理人の方も、例えば、2級土木施工管理技士を持った方がなれるという場合が、結果としては多くなっています。

○中村亮彦委員 工事の額も結構、今度大きくなったりします。JVもあると思うんです

けれども、さっきJVの話もありましたけれども、これは、幾ら金額の上限といいますか、工事金額によって専任技術者は1級土木が条件ですかね、専任技術者は。あ、1級土木を持っている人が専任技術者でしたか。これを出せという場合があると思うんですけども。

○藤本監理課長 現場に配置する技術者につきましては、建設業法によりまして、管理技術者と主任技術者というのがございます。管理技術者というのが、原則として1級の資格を持った者が必要となります。例えば土木工事で行きますと、1級土木施工管理技士の方で、かつ、管理技術者資格者証というのを、講習を受けて交付を受けた方のみ管理技術者となることができますが、その工事の要件というのは、請け負った工事のうち、4,000万円以上を下請に出す場合は管理技術者の設置が必要となっております。だから、下請に出す額によりまして、管理技術者が必要か主任技術者が必要かが変わってまいります。

○中村亮彦委員 もちろん額も本数もふえるということですけども、さっき人手不足、人手不足はもちろんですけれども、技術者不足というところも非常に懸念される部分があると思うんですね。額もふえてきますし、幾ら以上、条件がついてきますと、現場代理人のところでは緩和はしてありますけれども、技術者のその数とその工事本数、あるいは額、この辺の把握はしっかりされとるですよ。

○藤本監理課長 県内の建設企業における技術者が何人おられるかというのは把握しております。それと、今回の工事被災箇所を見てみると、大体、比較的バランスはとれておるのではないかと現時点では思っておりますが、ただし、市町村の工事や県の工事等が一時期に集中いたしますと、やはり技術者不足

というのは起こってくる心配はございます。その辺につきましても、先ほど部長から説明がありましたように、できるだけ県、国、市町村が情報を共有できるように、自分のところが、いつごろ、どのような工事を発注するかというのを、お互い情報共有を今後やっていきたいと思っております。

○中村亮彦委員 しっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、もう1件、済みません、3ページのところでですけども、震災関連分の見直し後のほうなんですけども、不調、不落が発生する事態となれば、地域の拡大を検討ということになっていきますけれども、これはもう不調、不落があったら、直ちに、振興局内じゃなくても、その枠を越えてやり直すということの解釈でいいですか。

○藤本監理課長 不調、不落が起こった後、どのタイミングで地域を拡大するかについては、現時点では、直ちにかどうかというのは、やはりその地域の業界の状況等を踏まえる必要があろうかと思っておりますので、やはりそこは、その辺も見きわめた上ですべきかなと思っております。どの程度地元の方に受注余力があるかとか、そういったことをいろいろ聞き取り等も必要かなとは思っております。

○中村亮彦委員 不調、不落が発生した場合、できれば、その地域内ということが一番理想だと思うんですね。だから、多少メンバー入れかえての入札であったりとか、そういうふうなところもしっかり努力した上で地域を越えてということですね。まあ、熊本県内で、これはもうお互いに譲り合って、しっかり助け合ってやっていかぬ建設業界のこれからですね、しっかりこうやってしてもらわぬといかぬですけども、まあ、県内を越えてということになりますと、あんま

りこれはいいことじゃないので、その辺のところは、しっかり考慮されていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで報告事項に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○山本伸裕委員 宅地被害についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、中でも、液状化とか大規模造成地の滑動であるとか被害が出ておりました、手島部長の一般質問の答弁の中で、液状化についての補助率のかさ上げがなされたというようなことで、これはもちろん国の姿勢は評価したいと思うんですが、ただ、2分の1の負担ということでも非常にやっぱり負担が大きいですよね。特に液状化なんかについては、全国的にも成功事例が非常に少ないと。というのは、やっぱり事業規模が——負担が大きくなって住民負担も求めるというようなことで、そうなるかとまとまらないんですよね、住民負担が出てくると。そうすると、液状化対策、面でやらんといかぬもんだから、事業そのものが成立しないというような状況になると思うんですよ。

これはやっぱり負担を、これは災害関連と、災害対策事業というようなことでしっかり位置づけて、大半を国の補助で見るというような位置づけにしてもらわないといけないんじゃないかと思うんですよね。だから、もうそれはぜひ国に対して災害関連の事業だと位置づけをしっかりと求めていただきたいと思うんですけれども。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

宅地の被害につきましては、今、委員の御指摘のとおり、熊本県の今回の熊本地震のやはり特徴があるものというふうに我々も認識しております。

今、委員の御指摘のとおり、今まで4分の1とか3分の1だった補助率を2分の1までかさ上げをしていただいているということは、やはり国においても、今回の熊本地震というものに関して、やはり非常に注目をしていただいて、やはりどうか地元を助けてあげたいということでの結果かなというふうに僕らは思っております。

ただ、今、御指摘のとおり、地元の負担というのは、やはり宅地の部分につきましては、個人所有のものでございますので、そこについては、応分の負担を求めるというのが、国のほうの見解のようございまして、その部分を、今回、災害関連ということでも全て公費でということに関しては、現段階では、国のほうとしましては、可能な限り援助したいというような見解と聞いております。

ただ、今、熊本県としましては、やはり宅地が、先ほど申し上げたとおり、非常に今回如実に特徴がある。それと、また、もう1つ柱としましては、新しいまちづくりの制度というのも我々としては求めておりますので、そこについては、引き続いて国に対しては求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 個人財産についての制約は、今の現状でなかなかやっぱり限界があるのは確かかと思うんですけれども、私、やっぱり、液状化の現象が起こるとる地域、何か所か伺いましたですけれども、例えばもう日吉なんか本当深刻で、このままだったら、ずっと地元の人たちが頑張ってまちづくりしてきたそのまちそのものが消滅してしまうと。もう中には、その場所を諦めて移転するというような人たちもおられるわけですし、その

個人財産というような枠にとどまらず、このままだったら地域社会そのものが疲弊してしまうというようなことで、そういう位置づけでこの地域社会を守ると。地域経済、地域社会が元気にならなければ、熊本地震の復興はないというようなことで、やっぱりそこは、県がしっかり国に対して補助のかさ上げを求めべきだというふうに思うんですよ。でないと、もうこれは液状化にしてもそうですけれども、ほとんど全国的にも成功してないです。というのは、やっぱりもう負担が大き過ぎるから。それはぜひ国に、地域社会を守るというようなことで、強く言っていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、委員長、いいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○山本伸裕委員 もう1点、ちょっと市町村でいろいろお話伺って、何とか県で改善していただきたいというふうに言われているのは、例えば公共土木なんかで非常に損壊があちこちにあっているわけですが、技術系の職員が足りないというようなことで、応援を県に対してお願いするだけけれども、これが非常に、書類もいっぱい書かないかぬし、時間もかかると。直接、何か友好関係のある自治体なんかにもう直接出向いてお願いするような場合は、ああ、よかですよというようなことで、すぐ対応していただけるだけけれども、県を通じてお願いすると、あの書類を出せ、この書類を出せと。そして、まず県内の自治体を当たる、それが無理だったら九州、そして全国というようなことで、非常に時間がかかるというようなことも言われたんですよね。これは何とか改善できないかということなんです。

もう1つ言いますと、なかなかやっぱり応援が間に合わないということで、民間のコンサルをお願いすると。そうすると、いろんな

人件費とか、単費だというんですね。これも非常に市町村にとっては悩ましい問題になっている、そういったところにも補助の制度がないもんだろかというようなことを言われているんですね。こういった市町村からの要望なんかにはできるだけ柔軟に聞く耳を持って対応できないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○原政策審議監 1点目の市町村への技術支援の件ですけれども、例えば土木の技術職に関しては、連休明けぐらいから市町村を訪問しまして、被災の大きかった市町村のニーズを把握して、確かに、直接ではございませんでしたけれども、総務部の市町村課につないで、そこはかなり早い時期に各県から応援をいただいていると思っております。

それと、県の職員、もう厳しい中で応援を受けている中ですが、県の職員も、今月いっぱい、益城、西原、南阿蘇には技術職を派遣して、災害査定等の支援を行っているところです。

委員御指摘の、手続に時間がかかる、あるいは様式が複雑だという件に関しては、今は窓口が市町村課になっておりますので、市町村課に改善を申し入れたいと思っております。

○山本伸裕委員 確かに、県の職員の皆さんも、大変な御苦勞がある中で、市町村に対して誠実に対応されていらっしゃると思っております。

ある町では、県に対して21人応援を、これはちょっと農業も含めてのあれかもしれません。21人要望して、マックスで9人だということだったんですよね。それで、例えば、もう10月、11月になったら、さらに2カ月間の限定で人が来ますとかいうようなこととか、そういう安定して要望どおりに、今、応援を入れていただいている現状ではないとい

うようなお話をこの間も伺ったところなんですよね。

まあ、大変な状況だというふうには思うんですけども、何とかやっぱりこういった市町村の実情なんかも踏まえて、なるだけ迅速に、そして何か手続も簡略化して、スムーズに要請が流れていくように御検討いただければというふうに思います。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、以上をもちまして、第4回建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後0時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長